

水道基本料金を6か月間減免します

—物価高が長期化する中、市民生活や経済活動を下支えします—

燕市では、水道基本料金を6月検針分から11月検針分までの6か月間全額減免します。長引く物価高に対する取組として、国の臨時交付金を活用して実施します。

本取組のほか、燕応援フェニックスクーポン券の発行、住民税非課税世帯や低所得のひとり親世帯への給付金等を通して、物価高の影響緩和に努めています。

【水道料金減免の概要】

- 1 減免対象：水道基本料金
- 2 減免期間：6月検針分から11月検針分まで（請求月：7月～12月）
- 3 対象者：市内全ての使用者（官公庁と臨時用は除きます。）
- 4 減免手続：燕・弥彦総合事務組合水道局から給水を受けている市内使用者は不要
- 5 減免金額：基本料金はメーター口径により異なります。
それぞれのメーター口径に設定された基本料金を全額減免します。

【例】一般家庭（口径20mm）における6か月分の減免額

1か月の基本料金 630円 × 10%（消費税） × 6か月分 = 4,158円の減免

【使用者に送付する明細のイメージ】

水道・下水道 使用量・料金等のお知らせ	
令和〇年〇月分	お客様番号1-000009999
白山町2丁目7番27号	
燕 太郎 様	
用途：営業用	口径：20mm
今回指針	90 m ³
前回指針(-)	70 m ³
推定使用量累計(-)	* m ³
旧メーター使用量(+)	* m ³
今回使用量	20 m ³
水道料金(税込)①	2,882 円

※明細には減免後の金額が記載されます。
※下水道使用料は減免対象ではありません。

一般家庭（口径20mmで使用水量が20m³）の場合

（基本料金630円（税抜）・従量料金131円（税抜））

○通常時

基本料金 630円 + 従量料金 131円 × 20m³ = 3,250円（税抜）
⇒ 3,575円（税込）

○基本料金減免時

基本料金 0円 + 従量料金 131円 × 20m³ = 2,620円（税抜）
⇒ 2,882円（税込）

▼水道基本料金の減免

1か月あたりの減免額 693円（税込）



本件についてのお問い合わせ先

- ①水道料金について
燕・弥彦総合事務組合
水道局経営企画課：白倉
電話：0256-77-9400（代表）
- ②国の交付金を活用した物価高対策について
企画財政部 企画財政課：阿部
電話：0256-77-8356（直通）